令和4年度　保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	保健総務課	入院施設やリハビリテーション科がある病院には回復期リハビリテーション病棟を設けるようにした方が良い。	今後、高齢化がさらに進展し、限られた医療資源で増大する医療需要に対応するためには、各医療機関が担う医療機能を明確にするとともに、医療機関相互の連携を図ることが重要となります。埼玉県においても、このような考え方のもと、保健医療圏域ごとに、県による計画的な医療機関の整備が進められているところです。 そのため、骨折等で急性期の医療を受けた場合、その病院で急性期に必要なリハビリを実施することはありますが、急性期での治療が落ち着き、症状が安定に向かえば、回復期リハビリ病院に転院し、回復期に適した専門的なリハビリを集中的に行うことで、身体機能を改善させ在宅復帰を目指すことが一般的となっています。 その一方で、患者さんとご家族の負担を考えれば、転院することなく同じ病院で回復期のリハビリまで行えることはメリットもあると考えられるため、いただきましたご意見は、機会を捉えて、埼玉県にお伝えさせていただきます。
2	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	新型コロナワクチン接種証明書アプリが更新されない。更新の仕組みや方法を教えてほしい。	更新方法は、アプリ内で「再発行」の操作が必要です。(自動更新はされません) 仕組みについて、新型コロナワクチン接種証明書アプリは、ワクチン接種記録システム(VRS)と連携しており、場合によっては登録する際に正確に読み取ることができないことがあります。お手元の接種済証(臨時)又は接種記録書と相違がありましたらホームページの、「新型コロナワクチン接種証明書アプリの内容とお手元の予防接種済証(臨時)又は接種記録書の内容に相違がある場合の申請フォーム」にて入力をお願いします。 （令和4年8月1日時点の回答）
3	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	コロナワクチンの4回目接種は、現在60歳未満で基礎疾患がないかたは対象外となっているが、早く対象にしてほしい。	国の方針により、60歳未満で基礎疾患がないかたが対象となる場合は、医療従事者・高齢者施設従事者等に限られております。今後、4回目接種の対象者の拡大について、国から新たな方針が示されましたら、速やかに広報紙や市ホームページで周知して参りたいと存じます。また、オミクロン株対応ワクチンの追加接種については、報道等でご存じのことと思いますが、現在、国で検討しているところであります。こちらにつきましても、国から新たな方針が示され、詳細が決まり次第、速やかに広報紙や市ホームページで周知して参りたいと存じます。 （令和4年8月18日時点の回答）
4	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	集団接種会場では18歳以上からとなっていることでワクチン接種が困難な状態になっています。16歳以上も集団接種の対象にしていただきたいです。	集団接種会場の問診を委託している川口市医師会に相談し、検討いたしたいと存じます。 また、接種場所については、大変お手数をおかけいたしますが、予約不要または自宅から離れている医療機関もご検討くださいますようお願い申し上げます。 （令和4年11月22日時点の回答） ※検討した結果、令和5年1月より、集団接種会場の接種対象年齢を16歳以上に引き下げた。
5	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	帯状疱疹ワクチン接種について、川口市に補助金制度がないのはなぜでしょうか。接種金額は高額であり、物価高で生活費が圧迫されている今、なかなか接種できない50歳以上の市民も多いと思います。発症すると様々な症状で医療費がかさみ、何より市民の健康水準が低下するので、来年度は川口市でも補助金を出していただきたいです。	ご指摘のとおり、帯状疱疹の発症や重症化予防のため、ワクチン接種は有効な手段であると認識しておりますが、現在、国において定期接種化を検討しているワクチンの一つであり、定期接種化されますと、法に基づく接種対象者は、全国的にそれぞれの自治体から一部補助を受けて接種ができるようになります。国においては、帯状疱疹ワクチンの期待される効果や導入年齢、定期予防接種として広く接種を進めていくことの是非についてなど継続的に議論が進められているところです。 本市においてはその動向を注視しているところでございますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
6	健康増進課	1.6歳児健診など、定期的に行う健診の際に発達が気になる子やゆっくりな子の発達相談を受けられます（るるるへの案内）という周知を積極的に行ってください。	子ども発達相談支援センター「るるる」につきましては、市ホームページにて周知しております。地域保健センターが実施する健康診査を受けられた方のうち、発達等のフォローが必要な場合には健康診査受診後に地区担当保健師から連絡し、発達経過を観察しながら適切な時期に「るるる」と連携し支援を行っております。健康診査通知に同封するちらしには、発育発達に関する相談先として地域保健センターの連絡先を明記し、保健師の相談につなげるなど、発達障害に関して重層的な支援に努めているところです。
7	健康増進課	川口市の妊娠や子育て事業が他の市と比べて劣っていると思います。妊娠や子育てに関して、市の補助や事業をもっと充実してほしいです。 希望する内容 ・妊婦歯科健診の補助（集団健診から個別健診へ変更してほしいです。） ・産後ケアの補助や施設の整備（施設数が少なく兄弟がいるため利用できません。）	妊婦歯科健診は同じ時期に出産を予定している妊婦を対象として、健診だけでなく交流や友人づくりの場としても利用できるよう、集団健診のメリットを活かして実施しているところです。個別健診については、30歳以上対象の成人歯科健康診査・歯科ﾄﾞｯｸﾞを一部自己負担で実施しております。他市よりも対象年齢を下げており、今後もさらに充実した内容になるよう検討して参ります。 産後ケア事業につきましてはご利用いただいた方からのアンケート結果等により、施設の拡充や内容を充実させていくとともに、寄り添った支援に努めて参ります。
8	健康増進課	がん患者ウイッグ購入費助成金額をあげてほしいです。また、一人1回ではなく、1年に1度申請できるようにしてもらいたいです。	令和3年度から開始しましたがん患者ウイッグ購入費助成金ですが、ご指摘の通りウイッグが高額であり、定期的な買い替えが必要となる実情も踏まえ、今後とも助成内容につきましては検討を重ねてまいります。
9	国民健康保険課	子どもの均等割負担を廃止してください。	令和4年度から未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置が開始されます。 また、令和3年度より当市独自の制度として、子育て世代の負担軽減を図るため、被保険者のうち18歳以下の3人目以降を対象とした均等割額の減免措置を実施しております。 今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、財源の確保に課題がありますことから子どもの均等割負担を廃止することは難しいものと考えております。
10	国民健康保険課	受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。	短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保を目的としており、税負担の公平性からやむを得ない措置であると認識しております。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一斉更新を行い郵送しており、令和4年8月1日交付分においても令和3年度と同様に一斉更新することを予定しております。
11	国民健康保険課	窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。	国保法44条による減免につきましては、平成31年2月に示された厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。 なお、減免のご相談があった際には、他の法律の制度利用なども踏まえて適切に対応するよう努めております。
12	国民健康保険課	国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください。住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。	納税相談の際は、生活状況を聞き取りし、担税力の有無や生活実態の把握に努め、分割納付も難しい滞納者については、「自立サポートセンター」への案内など、他部局とも調整しながら相談を行っております。今後も、一人ひとりの状況に応じた親切で丁寧な対応を心がけて参ります。
13	国民健康保険課	国保運営協議会について さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。	国民健康保険協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各同数をもって組織することが国民健康保険法施行令で定められており、当市では、現在、被保険者代表として5名が委員となっております。 公募につきましては、平成27年7月1日任期開始分から被保険者代表の枠の中で委員の公募を実施しています。
14	国民健康保険課	保健予防事業について 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。	当市の特定健康診査は、令和3年度以降、受診者の自己負担額を無料としております。

令和4年度　保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
15	国民健康保険課	一般会計からの法定外繰入の拡充や基金の活用などにより、被保険者の保険税負担を軽減してください。国の子どもの均等割減免制度の対象年齢の引上げ等の拡充や低所得者世帯向け減免など地域の実情に応じて市町村独自の対策を行ってください。	一般会計から赤字補填となる法定外繰入を行うことや基金の活用は、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、県の運営方針に基づき、赤字の削減・解消に努める必要があると考えております。 当市といたしましては、まずは保険税収納率の向上や国・県の支援金をできる限り確保することなどにより、赤字の解消と国民健康保険事業の安定的な運営に努めて参りたいと存じます。 また、国において、令和4年度から未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置が実施されますが、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度の拡充につきましては、今後も機会を捉えて国や県に対し要望して参りたいと考えております。 そのほか、当市の申請減免制度につきましては、令和3年度より減免基準を明確にし、申請しやすい制度となるよう努めているところでございます。
16	国民健康保険課	コロナ減免について、申請期間や減免の対象期間を延長・拡大し、本年度中（2023年3月）までに受理した申請について、2022年2月に遡及して減免してください。売り上げ減少比較年を2年前・3年前も対象にしてください。 埼玉県の通達は減免対象を「世帯主」に限定せず、「生計維持者」とすることを可としています。減免対象者を「生計維持者」としてください。 次年度についても減免制度を継続するよう国に要望して下さい。	新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免につきましては、条例に基づき、原則、納期限までに申請したものに限り、その期別分からの税額を減免いたしております。 また、国からの事務連絡により、世帯主または世帯の主たる生計維持者における当該年の見込額を含めた収入額と前年の収入額を比較し、規定に基づく減少が見られる世帯につきましては、減免の対象とさせて頂いているところでございます。 当市といたしましても、埼玉県国保協議会等を通じて、国に対して財政支援の実施と、更なる拡充を要望しているところであり、今後も機会を捉えて国や県に働きかけて参ります。
17	国民健康保険課	コロナ対策の傷病手当金を被用者に限定せず、事業主も対象にしてください。	国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができるとされております。当該傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症対策として、国からの緊急的・特例的な財政支援に基づき実施しているものであり、当市の国保財政につきましては、厳しい状況が続くことが想定されることから、国の基準を超えた制度の運用は考えておりません。
18	国民健康保険課	難聴者の補聴器購入に係わる川口市独自の補助・支援事業を実施してください。 〇難聴は気づきにくいため、聴力検査を特定健診の項目に入れてください。	特定健診は、40歳から74歳までの方を対象とし、各保険者により実施されるものですが、本市の判断で検査項目を決定できるのは、国民健康保険の特定健康診査になりますので、この視点からの回答をいたします。 国民健康保険の特定健康診査については、厚生労働省令第百五十七号特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準により、特定健康診査の検査項目が定められており、聴力検査の定めがないことから、実施しておりません。 本市の国民健康保険の財政状況は、医療の高度化や高齢化の進展などにより一人当たり医療費が増加しており、極めて厳しい状況にあります。また、今年度予算におきましても一般会計から赤字補填としての繰り入れを見込んでおり、聴力検査の追加は厳しいものとなっております。